

議案第十九号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「（平成二十七年東京都告示第九百七十五号）」を「（平成二十七年東京都告示第九百八十八号）」に改める。

別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中

<p>街區 街區</p>	<p>一 建築物の地上階部分を次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物（エントランス、廊下、階段、管理諸室等）の共用部分及び自動車庫その他用途上やむを得ない部分を除く。） 飲食店 物品販売業を営む店舗 展示場その他これに類するもの 郵便局、銀行の支店、美容院、貸</p>		<p>二百五十平方メートル</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要な並</p>	<p>八十メートル 建築物の高さは、令第一項第二号第一項第六号に定める高さによる。</p>	
------------------	---	--	-------------------	--	--	--

を

